

論 文

2010年代の日本における家計の所得変動と政府の所得調節*

川出 真清**

＜要旨＞

本論は「日本家計パネル調査 (JHPS)」を用いて、所得税および社会保険料負担による公的負担と児童手当や生活保護などの公的給付を考慮したパネルデータによる分析を行った。まず、前年の所得を聞いている日本家計パネル調査の2010年から2020年調査を用い、前年所得を含めて10年間連続して所得や属性に関する回答を行っている1465世帯の個票について、2010年から2019年の所得の税制及び社会保険制度を適用し、租税及び社会保険料負担額をそれぞれ再計算した。さらに公的給付額を加えて世帯別の等価総所得を求めて、家計と政府の間の資金移動に関して単年と10年間の効果を評価した。

世帯属性から、低所得世帯と高所得世帯の両端や自営業世帯については、他の世帯に比べて大きな所得変動を経験する傾向にあることを確認した。公的負担のあり方について2010年と2019年の制度を比較するマイクロ・シミュレーションを実施したところ、2019年の制度はすべての所得階級で負担増となっている一方で、低所得世帯ほど相対的に負担率が高まっていることを確認した。変動係数で見た公的所得調節の持つ所得変動緩和効果は縮小していることがわかり、世帯のビルトイン・スタビライザー効果が縮小傾向にあることがわかった。

JEL Classification Codes : H24, D31, C23

Keywords : 所得再分配、世帯所得変動、マイクロ・シミュレーション

* 本研究は日本大学経済科学研究所（共同研究「リスク管理者としての政府に関する研究」）の補助を受けて行われた研究である。また、慶應義塾大学パネルデータ設計・解析センターから「日本家計パネル調査 (JHPS)」における個票データの提供を受けて行われた研究である。

本論は、「通時的な公的負担に関するマイクロ・シミュレーション」（日本財政学会 第76回大会）、「公的負担と公的給付に関するマイクロ・シミュレーション」（日本財政学会 第77回大会）、「所得変動と公的な受益と負担に関する個票分析」（日本財政学会 第78回大会）として報告した論文を改定して、まとめたものである。有益なコメントを頂いた、大野太郎氏（信州大学）、小塩隆士氏（一橋大学）、金田陸幸氏（大阪産業大学）、河越正明氏（日本大学）、永瀬伸子（御茶ノ水大学）、林正義氏（東京大学）、鈴木善充氏（近畿大学）、八塩裕之氏（京都産業大学）には謝辞を記したい。なお、全ての誤りは筆者に帰する。

** 川出 真清：日本大学経済学部 教授。

Household Income Dynamics and Government Income Adjustments in Japan 2010-2019

By Masumi KAWADE

Abstract

This paper analyses the monetary exchanges between households and the government regarding public burdens, such as income tax and social security payments, and public transfers, such as public assistance, with the Japan Household Panel Survey (JHPS). We construct the 10-year continuous datasets of 1465 households, by using JHPS from 2010 to 2020, and apply actual public burden schedules and public transfer schemes in Japan. And we evaluate the monetary exchanges between households and the government in terms of income classes and each household's characteristics.

The income dynamics of each household indicate that both ends of total equivalent income classes tend to experience a bigger income change than the other income classes. We conduct the micro-simulation to compare the long-term redistributive effects of public burdens schedules and public transfer schemes in 2010 and 2019. The increased proportion of net public burden in 2019 is heavier for low-income households than for high-income ones, although all households face a heavier public burden in 2019 relative to 2010. And we find that the built-in-stabilizer effect of the monetary exchanges weakened in 2019 because the covariance coefficients of equivalent disposable income of households increased in 2019's schemes.

JEL Classification Codes: H24, D31, C23

Keywords: Income Redistribution, Income Dynamics of Households, Micro-simulation Analysis

1. はじめに

高齢化に加え、東日本大震災や気候変動に伴う自然災害の増加、新型コロナウイルス特別給付金の対策費などで、財政状況は悪化の一途をたどっている。一方、高齢化は社会保険の負担も増加させており、公的負担増の重要な要因となっている。基礎年金の国庫負担率引き上げなどを受けた 2014 年および 2019 年の消費税率引き上げや、公的年金や健康保険、介護保険の保険料率の段階的引き上げ、2022 年以降の厚生年金保険・健康保険の適用拡大など、実際に目に見える形で、負担が増加し続けている。ただ、国際比較で見ても、日本における個人所得税の負担率は高くなく、今後も税負担を増やさざるを得ない。

一方、経済状況の悪化に伴い、雇用の縮小や所得低下が生じ、高齢化や阿部 (2008) でも懸念されたような雇用の非正規化による低所得世帯での社会保険料が十分収められない状況や、北村・宮崎 (2012) でも議論された経済格差拡大の指摘もある。また、税制及び社会保険制度は個別に改革されることが多いが、両者を組み合わせた場合の相互効果と、公的負担の帰結を検討することは重要である。土居 (2010)、田中他 (2013)、松田 (2014)、八塩・蜂須賀 (2014)、土居 (2017) は、それぞれに注目する制度が異なるが、税制と社会保障制度の双方の関係性に注目した分析である。また、公的負担を通じた所得再分配効果については大野他 (2018) による変動係数の分解を用いた評価がある。所得税や地方税の負担については、金田 (2018) が全国消費実態調査を用いて、所得階級別の負担状況を評価している。また、土居 (2021) では日本家計パネル調査を用い、2010 年代の所得税改革に関して、世代間および世代内の所得格差の調査を行っている。

筆者は川出 (2016) において、日本家計パネル調査の前身である慶應義塾パネル調査 (KHPS) の 2009 年から 2012 年調査を用いて、前年所得が調査された 2008 年から 2011 年の所得に税制及び社会保険制度を適用し、租税及び社会保険料負担額をそれぞれ再計算、2015 年の税制及び社会保険制度を当てはめることで、2015 年の公的制度とそれ以前の制度比較をした。しかしながら、川出 (2016) では長期的な所得変動は分析されていない。各年の所得格差是正効果は多くの研究で行われているが、それらの公的制度の影響が長期に累積した帰結を調査した研究は少ない。例えば、Levell et al. (2021) は英国家計パネル調査と生活費・食品調査を組み合わせ、生涯レベルでの英国の公的給付と負担を検討し、単年ベースでの給付と負担ではなく、ライフサイクルでの公的資金の移出入を検討する必要性を指摘している。このような生涯への拡張の前段階として、中期の所得や世帯属性の変動を通じた公的負担と公的給付の関係を評価することも重要であろう。

そこで、本論では「日本家計パネル調査」の 2010 年から 2020 年調査を用いて、前年所得を含めて 10 年間連続して所得や属性について回答している 1465 世帯の個票について、2010 年から 2019 年までの所得の税制及び社会保険制度を適用し、租税及び社会保険料負担額をそれぞれ再計算、さらに公的給付額を加えて世帯別の等価総所得を求め、属性別の各家計の所得変動に加え、家計と政府の間の資金移動を分析した。具体的には世帯属性別・

所得階級別の単年の所得変動の状況、10年間の所得変動や平均所得水準、出産や転職といったライフイベントと所得変動、10年間の累積で評価した世帯属性別・所得階級別の租税及び社会保険負担、公的給付を調査した。さらに異なる時点での制度間の負担と給付による所得変動への影響を評価するためにマイクロ・シミュレーションを行った。

本論は以下のように構成する。2節ではデータと推計方法、3節で個票データの基本属性、4節で単年所得変動と世帯属性、5節で10年間を通じた所得変動と世帯属性、6節でライフイベントと所得変動、7節で可処分所得と世帯属性、8節で2010年と2019年の制度を比較するマイクロ・シミュレーション、9節で本論をまとめる。

2. データと推計方法

本論では世帯ごとの所得水準を把握し、税負担及び社会保険料負担を求めるために「日本家計パネル調査（JHPS）」を用いる。日本家計パネル調査は2004年から、同一家計の所得や雇用状況を始めとして、全国約4,000世帯、7,000人に対して毎年追跡調査を行っているパネルデータである慶應義塾パネル調査（KHPS）と2009年より新たに全国4,000人の男女を対象としたJHPSが2014年に統合されたものである。その規模も大きいことから、我が国における個票分析に大変有用な、数少ない資料の一つである¹。

KHPSは20歳～69歳の男女、JHPSは20歳以上の男女を対象としており、標本抽出の母集団は重なるが、調査回答者はKHPSとJHPSで重複はないとされている。JHPSは主に就業、所得、教育、健康・医療をテーマに調査し、KHPSは主に就業、消費、所得、住宅をテーマに調査してきたものの、2014年以降は調査項目を統一している。また、長期の追跡調査のため、対象となる世帯が減少してゆくが、適宜、新しい調査対象を追加し、標本の規模を出来る限り維持するよう設計されている。また、結婚して配偶者のいる有配偶世帯と、死離別も含めた無配偶世帯についても調査している。

本論では、統合前のJHPSとKHPSも合わせて分析する²。双方とも、各家計の所得や公的負担、公的給付の計算については、同一方法で計算している。毎年1月調査であることから、所得情報については前年所得であり、1万円単位で質問が行われている。本分析ではリーマンショック後の10年の所得及び可処分所得の情報を得るために、2009年（2010年調査）から2019年（2020年調査）にかけて、毎年所得や属性に関する回答を行っている1465世帯の所得変動について分析を行うこととした。なお、回答期間が11年となっているのは地方税である住民税が前年所得を用いて課税をしているためであり、実際の分析期間は2010年から2019年の所得および世帯属性となっている。

¹ 標本の脱落を補うため、約1,400人（2007年）、その後約1,000人（2012年）を対象に加えている。

² JHPSとKHPSを分割して評価を行ったが、結果の相違が大きくなかったことと、ライフイベントや世帯属性の調査という観点から、両者を合わせて分析することとしている。なお、土居（2017, 2021）のように比推定を用いて国勢調査の分布に近づけることはせず、ライフイベントや世帯属性に関する評価に注目することとした。

租税については、国税である所得税は当年、地方税である住民税は前年の所得情報を用いて課税される。社会保険料は個別にその実負担額を回答している場合もあるが、回答の正確性、整合性の観点から後述の枠組みで再計算し、その計数を用いる。

2.1 収入の計算

収入に関しては「昨年1年間に得た年収」という質問事項があり、そこからは「勤め先の収入」、「自営・事業・内職収入」、「家賃・地代収入」、「利子・配当金」、「仕送り金・受贈金の受け取り」、「公的年金」、「企業年金・個人年金」、「失業給付・育児休業給付」、「子ども手当・児童扶養手当」、「生活保護給付」、「その他の収入」の情報が入手可能である。特に「勤め先の収入」はその後の社会保険料の計算の際に月収と賞与に関する情報が必要のため、それらの情報を推計する際の補助情報の一つとして用い、その他については回答された計数を前提に所得の計算をした³。また、回答者本人、配偶者、その他家族という区分で質問がなされており、それぞれについて、税制及び社会保険制度を適用する。なお、本論では調査年と所得対象年の違いの混乱を避けるため調査年ではなく、2010年から2019年といった所得対象年での表記に統一する。

「勤め先の収入」については昨年1年間の月給、賞与総額に関する質問があり、通常は「勤め先の収入」から賞与総額を引いて12等分することで月給を求めている。ただし、賞与情報がない場合には「勤め先の収入」を12等分し、「勤め先の収入」がなく月給、賞与総額の回答がある場合にはそこから、「勤め先の収入」を推計している。なお、賞与に関しては年2回として、賞与を2等分して求めている。なお、その他家族については、月給、賞与総額の質問がないため、12等分したものを月給としている。また、世帯員の複数がその他家族として就労する場合は、就業者で均等割して公的負担を求めている。

本論の分析に用いる総所得については、「昨年1年間に得た年収」のうち、公的給付と考えられる「子ども手当・児童扶養手当」、「生活保護給付」を除いたものを用いている。また、川出(2016)では総所得が12万円以下の所得については回答の妥当性等の観点から分析から除外したが、低所得世帯の貯蓄の取り崩しも考慮して分析に加えている⁴。可処分所得については、総所得に、租税負担(所得税・住民税)、社会保険料(公的年金、健康保険、介護保険、雇用保険)を控除した上で、公的給付(児童手当、児童扶養手当、高等学校等就学支援金、高校生等奨学給付金、生活保護)を加えたもので定義している。

2.2 租税負担の計算

租税負担は所得税、住民税について求めている。なお、住民税は前年所得を用いて課税することとしており、前年所得が得られない個票は分析から除外している。

³ 日本家計パネル調査には退職金に関する質問が別途存在するが、勤続年数がわからないため、税額が計算出来ないため所得の計算から除外している。

⁴ 低所得世帯で貯蓄を取り崩して生活している場合で、可処分所得が負となる場合も排除していない。

所得税、住民税は、年収のうち「勤め先の収入」、「自営・事業・内職収入」、「家賃・地代収入」、「利子・配当金」、「公的年金」、「企業年金・個人年金」、「その他の収入」を課税対象とした。「勤め先の収入」、「公的年金」、「企業年金・個人年金」について所得控除である給与所得控除、公的年金等控除といった所得控除を適用している。また、「利子・配当金」については1万円単位であることから、総合課税による税額控除である配当控除と分離課税の選択性を適用している⁵。その他の所得についてはそのまま課税所得として加えた。

その上で、基礎控除、社会保険料控除、医療費控除、配偶者控除（配偶者特別控除）、扶養控除、寡婦（夫）控除を適用して、課税所得を求めている⁶。税率はそれぞれから得られた課税所得に対して、所得税と住民税は制度変更に合わせて税額が課されている。また、税額控除として、先に述べた配当控除に加え、それぞれ記入があった場合には住宅借入金等特別控除を適用している。

2.3 社会保険料負担の計算

社会保険料負担は、公的年金、健康保険、介護保険、雇用保険の4つについて保険料負担の計算を行う⁷。まず正規雇用者（「常勤の職員・従業員（正規社員）」かつ従業員規模が「1～4人」ではない）については厚生年金、全国健康保険協会管掌健康保険（介護保険料を含む）、雇用保険に加入しているとの前提で社会保険料負担を計算し、厚生年金基金には加入していないとしている⁸。なお、標準報酬月額及び標準賞与額は各年の規定にしたがって計算されることとし、保険料率についても毎年のも（東京都でかつ各年の9月以降に適用される）を用いて計算している。

また、「契約社員」、「アルバイト・パートタイマー」、「派遣社員」、「嘱託」については勤め先収入が130万円を超える場合には正規雇用者と同じく扱い、それ以外は国民年金、国民健康保険、介護保険に別途加入しているとした。なお、勤め先が官公庁である場合、別途、地方職員共済組合に入るとした。なお、「仕事についている」との回答でない場合で、所得条件から扶養されていると推定できる場合には社会保険料は課されないものとし、そうでない場合には別途、国民年金、国民健康保険、介護保険に加入しているとした。

国民年金については月額保険料を12倍して求め、更に低所得世帯については所得水準に応じて保険料免除（全額から4分の1免除）を適用することとした。国民健康保険と介護保険については地域別で設定され、かつその方式も多様であるため、資産割が存在せず、

⁵ 「利子・配当金」については、利子所得は分離課税、配当所得は分離課税と総合課税の選択性となっているが、本分析では利子所得と配当所得の区分ができず、利子所得は現状の低金利であってそれほど収入はないと考えられるため、合算したままでの総合課税と分離課税の選択性とした。

⁶ 情報がないため、生命保険料控除、地震保険料控除、障害者控除は適用していない。また、十分な情報がないため、固定資産税についても適用していない。

⁷ 日本家計パネル調査でも一部の社会保険料の実額を聞いているが、大野他（2015）では『全国消費実態調査』と『家計調査』において、理論値に比べて記入値が過少になるとされている。本論も過少な傾向があったが、未記入のものも散見されたため理論値とした。

⁸ 2017年から実施された短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用拡大は、特定適用事業所の情報が手に入らないことから、考慮していない。

均等割と所得割で求めることができ、さらに過去の資料を入手可能な東京都中野区の国民健康保険および介護保険制度を適用して、負担額を求めている⁹。なお、この場合も各年度における減額規定を用いて、低所得世帯に対しては保険料を減額している。なお、社会保険の加入の有無に関する質問で、加入しているとの回答がない場合で、かつ正規雇用者ではない場合には社会保険は未加入としている¹⁰。また、国民健康保険を用いた場合の保険料決定に前年所得が利用される場合には住民税の計算法を用い、前年所得がない個票は分析から除外している。

2.4 公的給付の計算

公的給付は、児童手当、児童扶養手当、高等学校等就学支援金、高校生等奨学給付金、生活保護について理論値を用いる。なお、要保護児童生徒援助費補助金については、学校単位での給付判定をしていると考えられ、基準及び給付額がわからないため、公的給付には加えていない。

児童手当、児童扶養手当は該当する子供の数に基づき、給付額を計算するとともに、所得制限の影響も考慮して、実績値ではなく理論値を用いる。児童手当については、2010年の子ども手当への移行、更に2012年への児童手当への再移行も含めて、理論値を求めている。なお、本来は年度単位で給付金が決まるが、計算の簡便化のため、調査時期の家族構成に基づき、暦年単位で給付されることと求めている。児童扶養手当については、2010年8月から父子家庭にも給付されることとなっているが、本計算では2010年から1年分給付されることとした上で計算している。

高等学校等就学支援金、高校生等奨学給付金については、就学状況について、公立学校か私立学校かという情報がないため、公立学校を前提として理論値を計算している。高等学校等就学支援金については、所得制限内の家計で、高校生の子供がいた場合には公立学校の授業料に相当する11万8千円が給付されることとした。高校生等奨学給付金については生活保護受給世帯や所得要件を満たす世帯に給付されるとしている。

生活保護費については、理論値が計測できないため、調査票の生活保護の受給額をそのまま利用している。なお、生活保護費に加えて、児童手当が給付される場合には児童養育加算により、収入認定はされないと考えて、そのまま給付されているとした。

3. 個票データの基本属性

2節の評価方法に基づいて、個票の基本属性を図表1に示している。なお、世帯員数による所得規模を考慮するため、世帯総所得には世帯員数の平方根で割った等価総所得を用

⁹ 旧ただし書き所得への移行も2011年の保険料から適用している。

¹⁰ なお、正規雇用者でかつ社会保険加入義務のある事業所が加入せず、個人で社会保険に入っている場合はないとの仮定で計算している。

いる。世帯主の属性で区分しているが、10年間のパネルデータであるため、属性変更が生じることもありうる。そこで、2010年と2019年の世帯数を示している。

図表 1. 個票データの基本属性（世帯数）

	自営業	営利企業	非営利企業	公務員	無職	
世帯主職業(2010年)	286	548	57	84	490	
世帯主職業(2019年)	187	440	51	54	733	
	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上
世帯主年齢(2010年)	32	192	338	328	291	284
世帯主年齢(2019年)	0	30	182	293	293	667
	200万円未満	200～400万円未満	400～600万円未満	600～800万円未満	800万円以上	
等価総所得(2010年)	224	708	322	149	62	
等価総所得(2019年)	211	609	419	122	104	
	0	1	2	3	4	5
世帯主転職	1283	124	41	10	6	1
家族出産	1434	30	1			

注：転職と出産は2010～2019年ののべ回数

まず、世帯主の職業についての回答は、2010年では「営利企業」が最も多く、「無職」、「自営業」、「公務員」、「非営利企業」の順となっている。このときの「無職」は定年後に職についていない高齢者が世帯主となっている場合が含まれる。実際、2019年の属性では「無職」が最も多く、世帯主年齢別でも2019年に70代以上が大幅に増加している。世帯主年齢については20代が少なく、10年間のパネルデータの特性上、2019年になると0世帯となっている。一方で、70代以上の世帯が2010年の284世帯から667世帯へと大幅に増加している。なお、10年経過した2010年での60代の世帯数以上になっているのは、世帯主が高齢者との同居も含めて、変更されていることがあるからで、必ずしも純増するわけではない。等価総所得で見ると、いずれの年も「200～400万円未満」が最も多く、「400～600万円未満」、「200万円未満」、「600～800万円未満」、「800万円以上」と続いている。2010年に比べて、2019年は「200～400万円未満」が減少し、「400～600万円未満」が増加している。期間内のライフイベントとなる、世帯主の転職回数、家族の出産回数については、1465世帯中、転職経験世帯は182世帯、出産経験世帯は31世帯である。

4. 単年所得変動と世帯属性

所得変動と世帯属性の関係を見るため、世帯主の就業形態別、年齢別の属性を区分したものを図表2と図表3に示している。なお、図表2と図表3は1465世帯の10年分各年の等価総所得で示される所得階級と前年所得との変化率の関係を示している。図表2の「全

体」からは、等価総所得が「200万円未満」の世帯で、前年から30%以上の所得減少が生じた世帯が30.3%となっており、逆に「800万円以上」の世帯でも30%以上の所得上昇が生じた世帯が36.1%となっている。これは低所得と高所得の世帯にいる世帯のうち30%を超える世帯が大きな所得変動を経験していることを示している。また、その他の所得階級では所得の増加につれて、前年に比べて30%以上の所得増加（減少）を経験している世帯の割合は増加（減少）傾向にあり、その変動は所得に関して増加傾向を持っている。また、所得階級の両端では相対的に大きな所得変動が生じていることもわかる。

所得減少をしている割合については、「200万円未満」世帯は61.8%、「200～400万円未満」世帯は46.3%、「400～600万円未満」世帯は37.1%、「600～800万円未満」世帯は29.6%、「800万円以上」世帯は22.6%となっている。このことから、所得の高い世帯は前年に比べて所得が増加する傾向にあることがわかる。また、「200～400万円未満」から「800万円以上」にかけての世帯は「増加：0～10%未満」と「増加：10～20%未満」の増加割合がそれぞれ25%前後、11%前後と共通しており、3割程度の世帯は前年から小さな所得上昇にとどまることも確認できる。

世帯主の就業形態別で見ると、「自営業」世帯は大きな所得変動に直面しており、30%以上の減少について「200万円未満」世帯は38.8%、30%以上の増加について「800万円以上」世帯は40.6%である。他の所得階級でも高く、「自営業」世帯は大きな所得変動を経験することがわかる。一方、「被用者」（営利企業、非営利企業、公務員の和）世帯はその他に比べて、30%以上の所得増加や減少は小さく、それが「増加：0～10%未満」と「増加：10～20%未満」へと移動していると見ることもでき、「全体」と比較して所得変動が顕著に緩慢というわけではないが、大きな所得変動を経験する世帯は相対的に少ない。一方、「無職」世帯に関しては30%以上の所得増加を経験している割合が「全体」と比較しても相対的に高い。これは世帯主が無職でも同居家族が就業している場合に世帯員の所得増加が影響しているケースもあり、純粹に高齢者世帯主の所得増加によるものではない。「無職」世帯に関しては他の世帯属性に比べて所得減少を経験する割合は相対的に小さい。

世帯主の年齢別で見ると、30%以上の所得変動については世帯主年齢の上昇にしたがって増加する傾向にあり、所得変動が世帯主の年齢に対してわずかではあるものの増加傾向にあることがわかる。どの世代、どの所得階級においても前年比の所得の増減が20%未満にとどまる世帯が50%以上あるものの、年齢の上昇や所得水準の上昇につれて、その割合が減少し、所得の安定性が下がることがわかる。

図表 2. 当年の等価総所得階級と前年からの所得変化率：世帯主就業別

	200万円未満	200～400万円未満	400～600万円未満	600～800万円未満	800万円以上
全体					
増加：30%～	10.6%	12.5%	15.9%	22.6%	36.1%
増加：20%～30%未満	4.0%	5.9%	7.5%	7.9%	9.2%
増加：10%～20%未満	5.5%	10.0%	12.2%	11.6%	11.0%
増加：0%～10%未満	18.1%	25.4%	27.4%	28.3%	21.1%
減少：0%～10%未満	12.7%	18.7%	17.6%	17.0%	10.5%
減少：10%～20%未満	10.5%	11.2%	9.3%	7.2%	5.1%
減少：20%～30%未満	8.4%	6.6%	4.7%	2.1%	3.0%
減少：30%～	30.3%	9.9%	5.5%	3.4%	4.0%
世帯主：自営業					
増加：30%～	7.7%	18.0%	26.6%	33.3%	40.6%
増加：20%～30%未満	3.8%	5.7%	8.2%	10.1%	9.4%
増加：10%～20%未満	8.0%	8.9%	13.2%	4.0%	10.6%
増加：0%～10%未満	16.4%	18.1%	16.9%	16.7%	12.4%
減少：0%～10%未満	7.7%	14.8%	11.3%	15.7%	8.8%
減少：10%～20%未満	9.4%	12.3%	8.9%	9.1%	5.3%
減少：20%～30%未満	8.0%	7.0%	5.2%	3.5%	4.7%
減少：30%～	38.8%	15.2%	9.7%	7.6%	8.2%
世帯主：被用者					
増加：30%～	7.8%	8.9%	12.2%	18.1%	31.7%
増加：20%～30%未満	3.2%	5.5%	7.5%	8.3%	9.3%
増加：10%～20%未満	6.0%	11.2%	12.3%	14.3%	12.0%
増加：0%～10%未満	19.8%	28.3%	30.6%	29.8%	25.4%
減少：0%～10%未満	10.1%	20.0%	20.0%	17.8%	12.3%
減少：10%～20%未満	12.9%	11.2%	9.5%	7.1%	4.4%
減少：20%～30%未満	9.8%	6.1%	3.4%	1.9%	2.5%
減少：30%～	30.5%	8.7%	4.4%	2.7%	2.5%
世帯主：無職					
増加：30%～	12.0%	14.1%	17.7%	25.6%	42.3%
増加：20%～30%未満	4.3%	6.3%	7.0%	5.7%	8.8%
増加：10%～20%未満	4.8%	9.1%	11.6%	10.4%	8.8%
増加：0%～10%未満	18.0%	25.2%	26.2%	32.3%	20.4%
減少：0%～10%未満	14.4%	18.8%	16.1%	15.8%	8.0%
減少：10%～20%未満	10.0%	10.7%	8.9%	6.0%	6.6%
減少：20%～30%未満	8.1%	6.8%	6.9%	1.9%	2.2%
減少：30%～	28.4%	9.0%	5.5%	2.2%	2.9%

図表3. 当年の等価総所得階級と前年からの所得変化率：世帯主年齢別

	200万円未満	200～400万円未満	400～600万円未満	600～800万円未満	800万円以上
世帯主：30代以下					
増加：30%～	9.9%	10.1%	13.4%	28.2%	31.9%
増加：20%～30%未満	4.6%	6.5%	7.2%	8.2%	5.2%
増加：10%～20%未満	7.2%	10.8%	13.1%	10.0%	12.9%
増加：0%～10%未満	21.7%	30.4%	34.3%	28.6%	26.7%
減少：0%～10%未満	11.6%	18.7%	16.7%	14.1%	12.1%
減少：10%～20%未満	10.4%	11.2%	7.8%	6.8%	3.4%
減少：20%～30%未満	8.4%	5.6%	4.1%	2.3%	5.2%
減少：30%～	26.3%	6.6%	3.5%	1.8%	2.6%
世帯主：40代					
増加：30%～	10.0%	8.7%	13.3%	28.5%	33.3%
増加：20%～30%未満	3.7%	6.0%	7.3%	7.0%	4.9%
増加：10%～20%未満	8.2%	10.6%	13.1%	10.8%	12.3%
増加：0%～10%未満	23.0%	31.2%	34.9%	27.2%	27.2%
減少：0%～10%未満	13.8%	20.3%	18.2%	16.5%	14.8%
減少：10%～20%未満	8.6%	11.3%	6.6%	8.2%	2.5%
減少：20%～30%未満	6.3%	5.3%	3.2%	0.0%	3.7%
減少：30%～	26.4%	6.6%	3.2%	1.9%	1.2%
世帯主：50代					
増加：30%～	9.1%	12.4%	14.7%	18.0%	32.1%
増加：20%～30%未満	3.6%	5.2%	8.9%	7.8%	10.2%
増加：10%～20%未満	4.5%	11.2%	11.6%	14.6%	13.0%
増加：0%～10%未満	20.0%	25.4%	27.3%	30.0%	27.2%
減少：0%～10%未満	9.1%	17.8%	18.7%	18.3%	8.5%
減少：10%～20%未満	14.5%	10.4%	11.2%	7.0%	4.1%
減少：20%～30%未満	8.2%	7.1%	3.2%	1.5%	2.4%
減少：30%～	30.9%	10.4%	4.4%	2.8%	2.4%
世帯主：60代					
増加：30%～	12.1%	14.3%	16.3%	21.8%	40.9%
増加：20%～30%未満	3.7%	5.9%	7.0%	10.0%	10.2%
増加：10%～20%未満	6.8%	10.2%	12.4%	8.6%	7.4%
増加：0%～10%未満	13.4%	16.7%	22.5%	25.7%	15.9%
減少：0%～10%未満	8.4%	17.3%	17.5%	17.5%	10.2%
減少：10%～20%未満	9.7%	12.5%	10.0%	7.5%	5.7%
減少：20%～30%未満	6.6%	7.7%	6.3%	2.9%	2.3%
減少：30%～	39.4%	15.3%	8.1%	6.1%	7.4%
世帯主：70代以上					
増加：30%～	10.7%	13.6%	19.6%	26.7%	40.7%
増加：20%～30%未満	4.0%	5.6%	6.4%	5.5%	9.6%
増加：10%～20%未満	4.5%	8.3%	12.0%	11.0%	10.4%
増加：0%～10%未満	17.9%	26.3%	24.5%	27.8%	11.9%
減少：0%～10%未満	15.7%	20.1%	17.4%	16.5%	13.3%
減少：10%～20%未満	9.9%	10.6%	7.7%	7.5%	7.4%
減少：20%～30%未満	9.1%	6.3%	5.9%	2.4%	3.0%
減少：30%～	28.2%	9.2%	6.6%	2.7%	3.7%

5. 10 年間を通じた所得変動と世帯属性

所得変動の世帯属性別の特徴を見るため、各世帯の等価総所得について 10 年間の平均と変動係数を求めたものを図表 4 に示している。まずは世帯主就業形態別について見た上で、2010 年時点での単年の所得階級と同年以降 10 年平均の所得階級の関係を見る。次に、所得階級別の変動係数を見た上で、世帯主年齢別の変動係数を見る。

図表 4. 2010 年から 2019 年の世帯属性別所得変動

行：等価総所得(10年平均)						
列：就業形態(2010年時点)	自営業	被用者	無職			
200万円未満	9.8%	4.4%	20.0%			
200～400万円未満	51.0%	46.0%	54.7%			
400～600万円未満	22.0%	34.1%	19.4%			
600～800万円未満	8.7%	12.0%	4.9%			
800万円以上	8.4%	3.5%	1.0%			

行：等価総所得階級(10年平均)						
列：等価総所得階級(2010年時点)	200万円未満	200～400万円未満	400～600万円未満	600～800万円未満	800万円以上	
200万円未満	54.9%	4.7%	0.0%	0.0%	0.0%	
200～400万円未満	41.1%	74.0%	29.2%	11.4%	6.5%	
400～600万円未満	4.0%	19.6%	53.4%	40.3%	21.0%	
600～800万円未満	0.0%	1.4%	15.8%	32.9%	35.5%	
800万円以上	0.0%	0.3%	1.6%	15.4%	37.1%	

行：変動係数						
列：等価総所得階級(10年平均)	200万円未満	200～400万円未満	400～600万円未満	600～800万円未満	800万円以上	
0.1未満	9.0%	9.2%	7.9%	11.4%	3.8%	
0.1～0.2未満	16.7%	31.2%	31.6%	27.3%	11.3%	
0.2～0.3未満	23.1%	26.8%	27.5%	25.0%	32.1%	
0.3以上	51.3%	32.8%	33.1%	36.4%	52.8%	

行：変動係数						
列：世帯主年齢（2010年時点）	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上
0.1未満	6.3%	8.9%	10.7%	4.6%	4.8%	15.8%
0.1～0.2未満	37.5%	38.5%	34.9%	20.7%	25.4%	26.1%
0.2～0.3未満	25.0%	25.0%	23.7%	34.8%	27.8%	20.8%
0.3以上	31.3%	27.6%	30.8%	39.9%	41.9%	37.3%

5.1 等価総所得の 10 年間平均

世帯主就業形態別の 10 年間平均の等価総所得は、「自営業」世帯が「被用者」世帯と比べて、「200 万円未満」と「800 万円以上」の両方で倍以上の比率となっており、所得変動のみならず、10 年平均所得で見ても、「自営業」世帯の所得の高低が明確になる傾向にある。また、「200～400 万円未満」の比率が「自営業」世帯では 51.0%で「被用者」世帯の 46.0%よりも多く、「被用者」世帯は「200～400 万円未満」から「600～800 万円未満」の比率が相対的に大きい。このことは「自営業」世帯は 10 年間平均で見ても「800 万円以上」となる高所得世帯になる可能性が「被用者」世帯よりも高いものの、低所得世帯にとどま

る可能性も同じく高い。一方で、「被用者」世帯は「自営業」世帯より高所得になる割合は小さいが、総じて高い所得となる傾向にある。「無職」世帯については10年間の平均で見れば74.7%が400万円未満となっている。「無職」世帯は引退者が世帯主である事が多いと考えると、図表3にあるような高所得となる所得変動が生じることがあっても、長期的に見ると高所得世帯のまま維持できる世帯は限られる。

2010年一時点の等価総所得と同年以降10年平均の等価総所得の関係については、2010年時点で「200万円未満」世帯の96%はその後10年平均等価総所得が「200～400万円未満」までにとどまり、2010年時点で「200～400万円未満」世帯についても600万円未満までに98.3%がとどまる。一方で、2010年時点で「800万円以上」世帯は10年平均で同じ「800万円以上」ととどまる割合は37.1%で、72.6%の世帯が600万円以上の水準にとどまる。2010年時点で「600～800万円未満」世帯は10年平均でその下の区分である「400～600万円未満」となる割合が40.3%と最も多くなっており、他の所得階級で同一階級にとどまる割合が多くなることを考えると単年で600万円以上となっても、10年平均で見るとそれを維持できない割合が高くなっている。したがって、高所得世帯については、単年所得よりも10年平均所得では所得階級が下がる傾向にある一方、その他の世帯は同じ所得階級に留まるか、ひとつ上の所得階級に長期的には移動する可能性が高い。

5.2 等価総所得の10年間変動係数

10年間分の等価総所得の変動係数は「200万円未満」と「800万円以上」で変動係数が0.3を超えている世帯が過半数を超えている一方、他の世帯は30%台であり、10年間で高所得、低所得世帯ともに大きな所得変動を経験することが多い。なお、他の世帯の約40%は変動係数が0.2を下回っている。

2010年時点の世帯主年齢別の世帯所得変動を示す10年間の変動係数は「20代」から「40代」にかけて0.1未満の世帯が6.3%から10.7%へと増加し、「50代」以降は5%弱へと減少するものの、どの世帯でも変動係数が0.1から0.3の間に集中している。一方で、変動係数が0.1から0.3の間にある割合は年齢の上昇につれて減少しており、0.3を上回る世帯の比率が増加している。このことは単年で見た4節の結果とも整合的であり、10年という期間でも、年齢上昇につれて大きな所得変動を経験する世帯が増えている。

6. ライフイベントと所得変動

転職や出産といったライフイベントと所得変動の関係を見るため、ライフイベントが起きる前年から当年で生じた等価総所得の変化、更に翌年と翌々年の変化について、所得減少に注目したものを、図表5に示している。

世帯主の転職は、転職前年から転職当年で54.3%の世帯所得が減少している。一方、転職当年から転職翌年で総所得が減少した世帯は40.3%と減り、転職当年から転職翌年、転

職翌年から転職翌々年の2年連続で世帯所得が減少した世帯は11.4%となっている。転職は転職前後に一時的に所得が減少する世帯は多いが、所得減少が持続することは少ない。

家族に出産したものがいる世帯は、出産前年から出産年にかけて50.0%の世帯所得が減少している。これは出産準備で仕事を抑制する場合や、出産年に家族の員数が増えたことによる等価総所得の分母の変更によるものだと考えられる¹¹。一方で、出生年から翌年にかけては78.8%の世帯所得が減少している。これは出産後、多くの世帯で育児により仕事を中止せざるをえないことによる所得減少が原因と考えられる。ただ、出産当年から出産翌年、出産翌年から出産翌々年と2年連続で所得が減少した世帯については全体の20%と小さく、出産後所得が下がり続ける場合は少ない。

図表 5. ライフイベントと等価総所得の変動

転職	転職年前から転職年	転職年から転職翌年	転職翌年から翌々年 連続
計測可能な世帯	265	236	210
所得減少した世帯	144	95	24
比率	54.3%	40.3%	11.4%

出産	出産年前から出生年	出生年から出産翌年	出産翌年から翌々年 連続
計測可能な世帯	32	27	25
所得減少した世帯	16	21	5
比率	50.0%	77.8%	20.0%

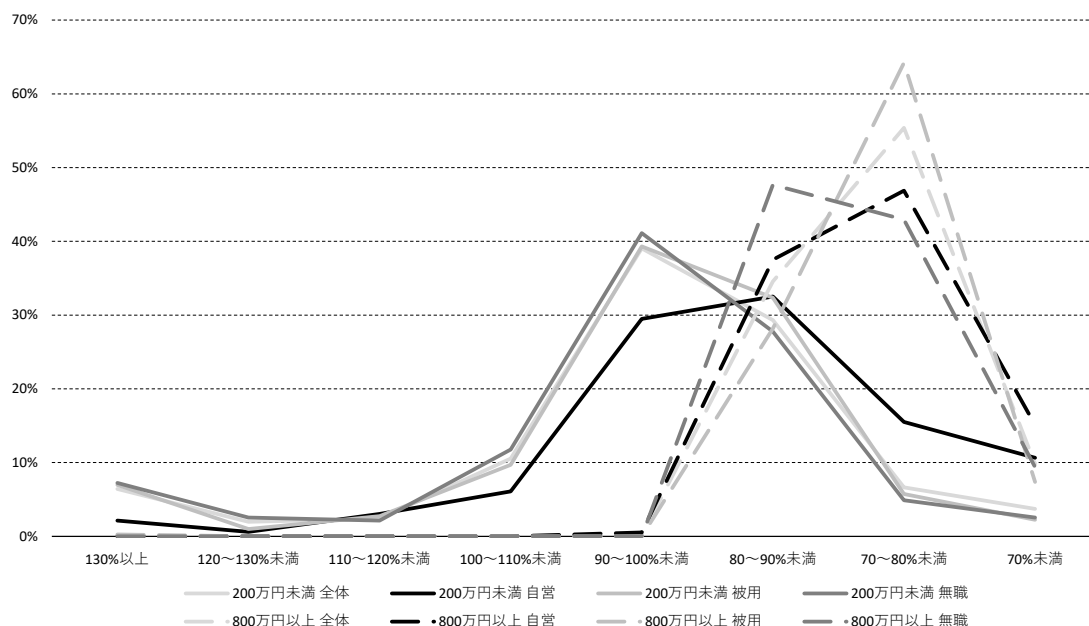
注：「計測可能な世帯」とは、分析対象の10年の終端で出産や転職した場合が除外されたことを意味する。

7. 可処分所得と世帯属性

前節までは租税や社会保険料、児童手当を始めとした公的給付金を考慮しない等価総所得のみの分析だったが、政府の所得調節にあたる租税や社会保険、給付金を考慮した可処分所得に注目して、世帯属性との関係性を評価する。まず、世帯属性別の総所得に対する可処分所得の比率を求める。100%を超えるのは租税や社会保険料を払っても、生活保護や各種の給付金を通じて、総所得を上回る可処分所得になることを意味する。

¹¹ 出産前年に仕事を抑制し、出産年に家族員数の増加が生じると、両者とも等価総所得が減少したこととなり、減少した所得の間の変化率を見ることになる。そのため、出産前年に仕事を減らしたものの、出産後の早い段階で仕事に復帰し、出産前にすでに家族員数が多い場合には計数の関係で出産前年から出産当年で所得が増加したとされる場合もある。

図表6. 等価総所得階級別の総所得に対する可処分所得の比率



図表6には、等価総所得が「200万円未満」世帯と「800万円以上」世帯の総所得に対する可処分所得の比率を、世帯主就業形態別の全体に占める割合で示している。「200万円未満」世帯の「全体」では100%を超える世帯はわずかにあるが、「90~100%未満」の39.3%が最も多く、その前後に集中している。「800万円以上」世帯の「全体」では「70~80%未満」の55.4%が最も多い。

世帯主就業形態では、「自営業」世帯は所得階級で「全体」に比べて「70%未満」となる割合が多く、租税や社会保険の負担が重くなる。これは低所得世帯では社会保険料が定額、高所得世帯では給与所得控除が適用されないことが原因と考えられる。また、「自営業」世帯の「200万円未満」で100%を超える場合が「全体」の半数程度にとどまる。一方で、低所得世帯である「200万円未満」の「被用者」・「無職」世帯では、「全体」とほぼ変わらない割合で100%を超える。

また、「無職」世帯は「被用者」世帯よりも総所得に対する可処分所得の比率が高くなる。例えば、「800万円以上」の「被用者」世帯は「70~80%未満」が最も多い64.2%であるのに対して、「無職」世帯は「80~90%未満」が最も多い47.7%となる。これは引退者が多い「無職」世帯で、多世代同居の場合に負担が世帯で平準化されるためと考えられる。

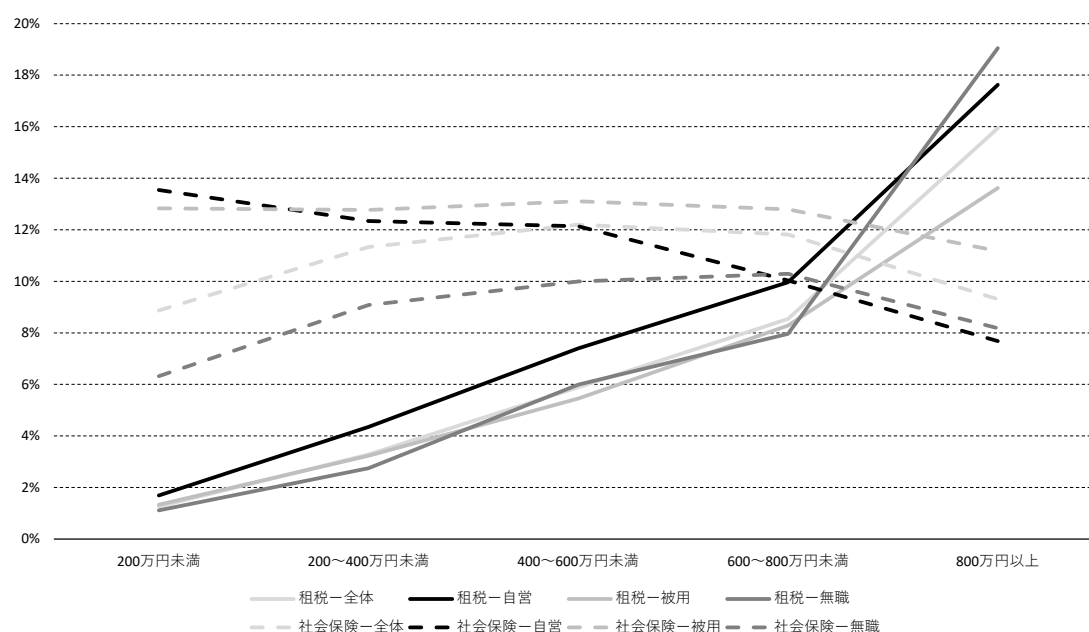
8. 租税・社会保険料負担と公的給付の比率

本節では10年間分の租税、社会保険料負担と公的給付について評価する。具体的には総所得、所得税、住民税、社会保険料の10年分の総和を各世帯で求め、世帯の等価総所得で

はなく総所得の比率をとったものを、図表 7 に示している。なお、所得階級には 10 年平均等価総所得を用いる。10 年分の公的給付の効果については、児童手当、児童扶養手当、高等学校等就学支援金、高校生等奨学給付金、生活保護のそれぞれを世帯で総和して、等価可処分所得ではなく可処分所得の比率をとったものを、「200 万円未満」世帯と「200～400 万円未満」世帯について、図表 8 に示した。なお、10 年分の総所得に対する比率であり、世帯属性が変化すること、短期的に生じた給付金は 10 年分の所得の中で相対的に小さな割合になることに留意を要する。

8.1 世帯属性別の租税・社会保険料負担比率

図表 7. 等価総所得階級別の租税と社会保険料の負担率



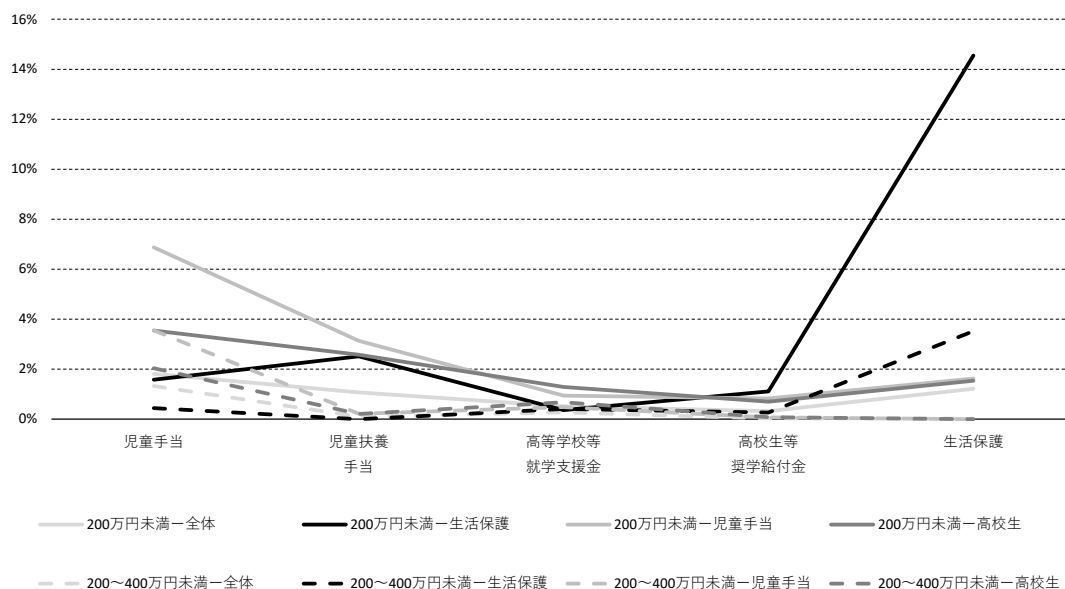
図表 7 の「全体」は所得増加にしたがい、租税で累進性を持ち、社会保険料で「400～600 万円未満」を境に負担率が減少し始める。これは租税が構造上累進的である一方、社会保険料は自営業者には定額または限度額があり、被用者は標準報酬月額に上限があるからである。実際、世帯主属性が「自営業」の場合、低所得世帯ほど社会保険料の定額部分の要素が大きく、負担率が大きくなる。また図表 7 で示していないが、「被用者」世帯の年金部分は「400～600 万円未満」を境に負担率が減少し始める。引退者が多い「無職」世帯は社会保険部分が「被用者」世帯よりも小さいが、年金も一定割合納めている。これは世帯主の国民年金への任意加入、その配偶者やその他家族の国民年金や厚生年金への支払いが生じるためと考えられる。

租税は世帯主属性が「自営業」世帯は他の属性に比べて負担率が高い。これは給与所得

控除や公的年金等控除が利用できないことに由来しているから考えられる。租税と社会保険の総和で見ると、「無職」世帯が他の世帯属性に比べて低い負担となっており、特に低所得世帯ほど負担が軽くなる。この主な原因は社会保険料負担が大きく減っているからで、租税は他の世帯主属性に比べてわずかに低い程度にとどまる。

8.2 世帯属性別の公的給付比率

図表 8. 可処分所得に占める公的給付の割合（平均等価総所得 400 万円未満）



図表 8 の「全体」の「200 万円未満」世帯では児童手当が可処分所得の 1.8% で最も高く、次に生活保護の 1.2% と続く。「200～400 万円未満」世帯では児童手当が 1.3% で最も高いものの、その他はほとんどない。2010 年から 2019 年の間に生活保護を受給したことのある世帯である「生活保護有」世帯に絞ると、「200 万円未満」では可処分所得に占める生活保護の割合は 14.5% と急増する。ただ、「200～400 万円未満」となるとそれが 3.5% と急減していることから、一部の低所得世帯には生活保護を中心とした公的給付が所得維持に中心的な役割を果たし、それ以外の世帯には可処分所得の数パーセントの支援にとどまることがわかる。10 年間で児童手当を受給したことのある「児童手当有」世帯の可処分所得に占める児童手当の割合については、「200 万円未満」では 6.9%、「200～400 万円未満」では 3.6% となっており、低所得世帯では児童手当が約 5% 程度の可処分所得の支援となっている。一方でシングルマザーを対象とした児童扶養手当については「200 万円未満」で 3.1% となっており、児童手当に準じる形の所得支援となっている。次に、10 年間に高校就学の子供がいた「高校生有」世帯の高等学校等就学支援金の比率については、「200 万円未満」では 1.3%、「200～400 万円未満」では 0.7% となっており、児童手当に比べて小さい。な

お、「高校生有」世帯で児童手当が高等学校等就学支援金よりも大きな規模で給付されているが、これは兄弟姉妹がいることで児童手当を受給している場合のほか、10 年間で高校に通う子供がいる世帯を抽出したため、それ以前は義務教育の学齢として児童手当を継続的に受給することで、高等学校等就学支援金よりも児童手当が特に低所得世帯で一定の所得支援になっていたことを示している。

9. 制度比較のマイクロ・シミュレーション

前節までは各年の制度を用いて所得や世帯変動と公的資金調節の関係を見たが、それぞれの家計の所得と世帯の変動を所与とした上で、仮想的に 2010 年と 2019 年の制度を 10 年間実施した場合の制度間の所得調整の違いを評価するマイクロ・シミュレーションを行う。もちろん、制度が継続することで、就労形態や世帯構成が内生的に変化する可能性があるが、本論が用いる静的なマイクロ・シミュレーションは長期的かつ外生的な所得・世帯変動の下で、両年の制度自体がもつ公的所得調節の効果を比較するのに有益である。

全体と世帯主の就業形態別の結果を図表 9 に示している。また、各年の所得税と社会保障関連の制度改正の概要を図表 10 に示している。「全体」からは 2010 年の制度のもとでは各年制度を適用するよりも各世帯平均で可処分所得が増加している。これは主に 2010 年の社会保険料が低いことに由来しており、2019 年の制度では社会保険料の増加が主因となって、すべての世帯で可処分所得が減少している。特に「800 万円以上」世帯で可処分所得の減少が大きくなっているが、これは給与所得控除（2013 年と 2016 年、2017 年）や配偶者控除・配偶者特別控除（2018 年）の改正に伴って、高所得世帯の所得控除が縮減され、所得税の最高税率の引上げ（2015 年）、復興特別所得税（2013 年）が実施されたからで、高所得世帯の負担が増加していることが確認できる。

高所得ほど負担額は増加しているが、等価総所得との比率を求めると累進性が緩和している。「全体」において、「200 万円未満」の等価総所得の平均値 155.2 万円に対する「制度差」である 4.2 万円の比率を取ると 2.7%の負担増となる。一方、「800 万円以上」は 1026.0 万円に対する 14.4 万円の比率は 1.4%となる。すなわち、2019 年の租税と社会保険制度、公的給付をすべて合わせた制度が持続すると低所得世帯が高所得世帯に比べて 1.3%ポイント分の負担増が生じており、直近の制度では低所得世帯ほど負担率は高くなる。

世帯主の属性別では、「自営業」世帯の制度差（図表 9 の[B]－[A]欄）が他の世帯属性に比べて大きい。特に「200 万円未満」世帯はその額 8.0 万円が「被用者」世帯の 3.6 万円に比べて倍以上となっている（図表 9「自営業」世帯の[B]－[A]欄）。これは 2011 年以降の諸控除の縮減、毎年改定される社会保険料の増額の影響によると考えられる。特に「自営業」世帯は社会保険料に扶養という概念が用いられず、国民年金や国民健康保険では、社会保険料自体を保険加入者人数分納める必要がある。さらに、その増額は家族員数分の負担となるため、他の世帯属性に比べて社会保険料負担が大きくなる。

図表 9. 2010 年と 2019 年の税制と社会保険制度を維持した平均所得と変動係数

2010～2019年 平均等価所得階級	所得（万円）：10年平均					変動係数					
	等価 総所得	等価 可処分所得	[A]2010 年制度	[B]2019 年制度	[B]－[A]	[C]等価 総所得	[D]等価 可処分所得	[D]－[C]	[E]2010 年制度	[F]2019 年制度	[F]－[E]
全体											
200万円未満	155.2	148.8	2.8	-1.4	-4.2	0.324	0.310	-0.014	-0.005	0.003	0.008
200～400万円未満	302.5	264.6	5.0	-1.9	-6.9	0.261	0.263	0.002	-0.005	0.002	0.007
400～600万円未満	482.5	400.4	5.0	-2.0	-6.9	0.274	0.270	-0.004	-0.003	0.000	0.004
600～800万円未満	674.7	542.5	5.4	-3.0	-8.3	0.277	0.277	0.000	-0.003	-0.001	0.002
800万円以上	1026.0	761.5	6.7	-7.7	-14.4	0.353	0.344	-0.009	-0.004	0.002	0.005
世帯主：自営業											
200万円未満	166.1	149.9	5.7	-2.3	-8.0	0.369	0.364	-0.005	-0.013	0.007	0.020
200～400万円未満	298.0	254.7	6.9	-2.5	-9.4	0.316	0.332	0.015	-0.009	0.003	0.012
400～600万円未満	486.1	395.7	7.3	-3.1	-10.4	0.353	0.362	0.009	-0.007	0.002	0.009
600～800万円未満	691.5	554.1	8.6	-4.3	-13.0	0.361	0.361	0.000	-0.007	0.001	0.007
800万円以上	1042.1	771.1	9.3	-7.7	-17.0	0.429	0.419	-0.010	-0.004	0.003	0.007
世帯主：被用者											
200万円未満	168.9	162.1	2.7	-0.9	-3.6	0.322	0.319	-0.004	-0.007	0.004	0.011
200～400万円未満	315.8	275.2	4.4	-1.3	-5.8	0.232	0.231	-0.001	-0.003	0.001	0.004
400～600万円未満	482.6	399.3	4.3	-1.4	-5.7	0.247	0.238	-0.009	-0.003	0.000	0.002
600～800万円未満	673.5	538.9	3.8	-2.4	-6.2	0.266	0.264	-0.002	-0.003	-0.002	0.001
800万円以上	977.3	735.7	5.3	-7.7	-13.0	0.279	0.272	-0.007	-0.005	0.000	0.005
世帯主：無職											
200万円未満	147.9	144.4	2.0	-1.3	-3.3	0.312	0.291	-0.020	-0.002	0.002	0.004
200～400万円未満	289.4	257.5	4.6	-2.3	-6.9	0.264	0.263	-0.001	-0.005	0.001	0.006
400～600万円未満	479.7	406.3	4.9	-2.6	-7.5	0.290	0.289	0.000	-0.003	0.001	0.004
600～800万円未満	661.4	543.0	7.3	-3.5	-10.8	0.229	0.235	0.006	-0.002	0.000	0.002
800万円以上	1182.9	839.1	1.3	-7.2	-8.6	0.345	0.326	-0.019	0.001	0.002	0.001

図表 10. 所得税と社会保険及び公的給付金の制度改正の概要

	所得税関連	社会保険関連
2010		児童手当から子ども手当への移行 高等学校等就学支援金の導入
2011	扶養控除の見直し	旧ただし書き所得への移行(東京 23 区)
2012		子ども手当から児童手当への移行
2013	復興所得税の導入（国税、地方税は翌年） 給与所得控除の上限追加	
2014		
2015	所得税の最高税率引上げ	
2016	給与所得控除の上限見直し	健康保険の標準賞与額の上限引上げ
2017	給与所得控除の上限見直し	
2018	配偶者控除・配偶者特別控除の見直し	
2019		

等価総所得の変動係数については、高所得世帯と低所得世帯で高く、「自営業」世帯は他の世帯属性に比べて所得階級に関係なく高い（図表 9「自営業」の[C]欄）。また、等価可処

分所得では、ほぼ全ての変動係数が等価総所得より小さい（図表 9 の[D]欄）。もともと租税と社会保険料は定額部分に加えて累進部分も持っており、総所得増減の際に可処分所得の増減を抑制する要素を持つ。そのため、可処分所得の変動係数は総所得のものより小さくなることが期待される。しかし、「全体」の「200～400 万円未満」世帯はわずかながら正值であり（図表 9「全体」の[D]－[C]欄）、変動係数の逆転現象が起きている。これは各年の制度変更により一定額以上の負担増が生じる世帯で公的負担を通じた所得変動の拡大効果が出るからと考えられる。

両年の制度において、総所得から可処分所得になる際の変動係数の改善幅はわずかなものにとどまるが、「200 万円未満」世帯と「800 万円以上」世帯は他の所得階級に比べて、大きな緩和効果を持つ（図表 9「全体」の[D]－[C]欄の「200 万円未満」と「800 万円以上」）。低所得世帯は所得低下時に生活保護や社会保険料の減免による所得支援を通じた負担緩和があり、高所得世帯は社会保険料の上限があるために制度変更の影響が限定的であるものの、本来の租税を通じた所得変動緩和効果が顕在化するためと考えられる。ただし、可処分所得での変動係数の変化はその所得の約 1 %（変動係数の変化分の絶対値で 0.01 前後）にとどまり、所得変動の緩和効果は限定的である。

2010 年と 2019 年のマイクロ・シミュレーションでは、2010 年の制度が続いた場合にはほぼすべての世帯で 0.5%未満の変動緩和効果を持つが（図表 9「全体」の[E]欄）、2019 年の制度では正值となり、変動緩和効果が縮減している（図表 9「全体」の[F]欄）。就業形態別では「自営業」の所得変動緩和効果がもともと小さいものの、それが縮減し、さらに総所得よりも所得変動を拡大させる場合もある（図表 9「自営」の[F]－[E]欄）。これは「自営業」世帯の所得変動が大きい中で、社会保険料が定額要素を多く含んでおり、さらに 2010 年よりも増額し、世帯員数分の支払いが生じるため、可処分所得が小さくなることで、変動係数自体が大きくなるからだと考えられる。ビルトイン・スタビライザーを始めとする公的負担による各世帯の所得変動緩和効果は今回の結果からは低下している。

10. 結論

本論は「日本家計パネル調査（JHPS）」を用いて、所得変動や世帯変動に加え、公的負担や公的給付の評価を試みた。そのために、日本家計パネル調査の 2010 年から 2020 年調査を用いて、各年の税制及び社会保険制度を適用して、租税及び社会保険料負担額、公的給付額をそれぞれ再計算し、所得階級別の公的負担を集計した。

世帯属性別の所得変動から、低所得世帯と高所得世帯、世帯主「自営業」世帯が他の世帯に比べて大きな所得変動を経験することを確認した。10 年間の総所得の平均水準については、「自営業」世帯の所得は「被用者」世帯に比べて高所得・低所得の両端の比率が大きくなり、所得の差が明確になることがわかった。10 年間の累積で見た租税や社会保険料負担は年齢よりも、「自営業」世帯で社会保険料が主な理由により負担が重くなり、低所得の

「無職」世帯は他の属性に比べて負担率が低いことがわかった。一方で、公的給付は生活保護が低所得世帯に一定の所得支持効果があるものの、児童手当や高等学校等就学支援金は限定的な効果にとどまることがわかった。2010年と2019年の各制度を10年間続けた場合を比較するマイクロ・シミュレーションでは、2019年の制度は2010年の制度と比べ、全所得階級で負担が増加するが、負担増加率で見ると低所得世帯ほど高いことがわかった。公的所得調節が持つ所得変動緩和効果は、変動係数ではもともと限定的だが、2019年の制度でその緩和効果も縮小していることがわかり、租税と社会保険による世帯ベースのビルトイン・スタビライザー効果は縮小していることがわかった。

本論は日本家計パネル調査を利用して、世帯主属性やライフイベントに着目し、所得変動と公的所得調節を評価した。同調査は、所得や世帯属性の変動に関する多様な情報があり、最大15年分のパネルデータが利用できる。例えば、本論は支出に伴う消費税を検討していないが、消費税は高所得世帯に比べて低所得世帯に相対的に重い負担となるため、低所得世帯への公的負担の集中という観点から収入と支出を一体とした調査も必要であろう。今後は、実現可能な公的負担の増加に向け、世帯属性やライフイベント別の生涯視野の負担と給付の詳細な検討が必要である。

参考文献

- 阿部彩 (2008) 「格差・貧困と公的医療保険：新しい保険料設定のマイクロ・シミュレーション」『季刊社会保障研究』, 第44巻3号, pp.332-347.
- 大野太郎・中澤正彦・菊田和晃・山本学 (2015) 「家計の税・社会保険料の比較」『フィナンシャル・レビュー』, 第122号, pp.40-58.
- 大野太郎・小玉高大・松本龍太郎 (2018) 「税・社会保険料における再分配効果の変化の要因分解—制度変更要因の抽出—」『フィナンシャル・レビュー』, 第134号, pp.206-223.
- 金田陸幸 (2018) 「個人所得課税の公平性と効率性」, 日本経済評論社.
- 川出真清 (2016) 「経済格差と税・社会保障負担に関するマイクロ・シミュレーション」『フィナンシャル・レビュー』, 第127号, pp.31-48.
- 北村行伸・宮崎毅 (2012) 「所得不平等と税の所得再分配機能の評価：1984－2004年」Hitotsubashi University Global COE Hi-Stat Discussion Paper Series 230.
- 田近栄治・八塩裕之 (2008) 「所得税改革—税額控除による税と社会保険料負担の一体調整—」『季刊社会保障研究』, 第44巻3号, pp.291-306.
- 田中聡一郎・四方理人・駒村康平 (2013) 「高齢者の税・社会保障負担の分析：『全国消費実態調査』の個票データを用いて」『フィナンシャル・レビュー』, 第115号, pp.117-133.
- 土居丈朗 (2010) 「子ども手当で導入に伴う家計への影響分析—JHPSを用いたマイクロ・シミュレーション」, 『経済研究』, 第61巻, 第2号, pp.137-153.
- 土居丈朗 (2017) 「わが国の所得税の控除が所得格差是正に与える影響—配偶者控除見直し

- に関するマイクロ・シミュレーション分析」『経済研究』, 第 68 号(2), pp.150-168.
- 土居丈朗 (2021)「所得税改革が世代間格差に与えた影響に関するマイクロシミュレーション分析」『三田学会雑誌』, 第 113 巻 4 号, pp.457-470.
- 松田和也・大関由美子・菊田和晃・上田淳二 (2014)「人口構造の変化に伴う社会保険料増加が将来の所得税の課税ベースに与える影響—マイクロ・シミュレーションの手法を用いた将来推計—」『フィナンシャル・レビュー』, 第 118 号, pp.95-119.
- 八塩裕之 (2012)「個人住民税の課税ベース拡大による税制改革について」『日本経済研究』, No.67, pp.79-101.
- 八塩裕之・蜂須賀圭史 (2014)「高齢化が所得税の課税ベースに与える影響について — 一票による年金課税のシミュレーション分析—」『フィナンシャル・レビュー』, 第 118 号, pp.120-140.
- Arellano, M., Blundell, R., and Bonhomme, S. (2017) “Earnings and consumption dynamics: a non-linear panel data framework.” *Econometrica*, 85(3), pp.693–734.
- De Nardi, M., Fella, G., Knoef, M., Paz-Pardo, G., and Van Ooijen, R. (2021) “Family and government insurance: Wage, earnings, and income risks in the Netherlands and the US.” *Journal of Public Economics*, 193:104327.
- Friedrich, B., Laun, L., and Meghir, C. (2021) “Income Dynamics in Sweden 1985-2016.” *National Bureau of Economic Research Working Paper* 28527.
- Guvenen, F., Karahan, F., Ozkan, S., and Song, J. (2015) “What do data on millions of US workers reveal about life-cycle earnings dynamics?” *National Bureau of Economic Research Working Paper* 20913.
- Hardy, B. L. (2017) “Income Instability and the Response of the Safety Net.” *Contemporary Economic Policy*, Vol. 35, No. 2, April 2017, pp.312–330.
- Levell, P., Roantree, B. and Shaw, J. (2021) “Mobility and the lifetime distributional impact of tax and transfer reforms.” *International Tax and Public Finance* 28, pp.751-793.